

◎佐賀県条例第32号

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例  
 (佐賀県職員給与条例の一部改正)

第1条 佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第7条の3</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>415,600円</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p><b>第17条</b> 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第7条の3</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>416,600円</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p><b>第17条</b> 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、</p>

改正前	改正後
<p>人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては、<u>100分の102.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p><b>第17条の4 略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.75</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては、<u>100分の107.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p><b>第17条の4 略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,900	231,400	263,600	290,200	312,900	338,300	377,500	420,200	470,600
	2	185,000	232,900	264,700	291,800	314,600	340,200	380,100	422,600	473,700
	3	186,100	234,400	265,700	293,300	316,300	342,100	382,500	425,200	476,800
	4	187,100	235,900	266,700	294,800	317,800	343,900	384,700	427,600	479,800
	5	188,100	237,400	267,700	296,300	319,300	345,600	386,600	429,500	482,900
	6	189,900	239,100	268,800	297,800	320,600	347,400	388,900	431,700	485,900
	7	191,600	240,700	269,800	299,300	322,000	349,100	391,100	433,800	489,000
	8	193,300	242,300	270,800	300,600	323,400	350,800	393,100	436,000	492,100
	9	194,900	243,900	271,800	301,800	324,800	352,500	395,100	437,900	494,800
	10	196,600	245,400	272,900	303,300	326,700	354,300	397,400	440,000	497,900
	11	198,200	246,900	273,900	304,800	328,500	356,000	399,700	442,100	501,000
	12	199,800	248,300	274,900	306,200	330,300	357,600	401,900	444,100	504,100
	13	201,400	249,400	276,000	307,600	332,000	359,100	404,000	445,700	506,900
	14	203,100	250,700	277,000	308,700	333,800	360,800	406,400	447,500	509,200
	15	204,800	252,000	278,000	309,800	335,600	362,500	408,600	449,500	511,500
	16	206,500	253,300	279,100	311,100	337,300	364,100	410,900	451,400	513,800
	17	207,800	254,600	280,200	312,400	339,000	365,700	412,800	453,200	515,800
	18	209,500	255,600	281,500	314,100	340,800	367,500	414,700	455,100	517,300
	19	211,100	256,600	282,800	315,700	342,600	369,000	416,600	456,900	518,800
20	212,600	257,700	284,100	317,300	344,300	370,600	418,500	458,600	520,200	

21	214,100	258,700	285,300	318,900	345,800	372,000	420,300	460,400	521,400
22	215,800	259,700	286,600	320,500	347,400	373,700	422,100	462,000	522,800
23	217,500	260,700	287,900	322,100	349,000	375,300	423,900	463,400	524,400
24	219,100	261,700	289,100	323,700	350,500	376,900	425,800	464,900	525,900
25	220,700	262,700	290,200	325,200	351,900	378,700	427,300	466,300	527,000
26	222,400	263,700	291,400	327,000	353,700	380,600	428,800	467,600	528,100
27	223,800	264,700	292,700	328,600	355,300	382,500	430,400	468,900	529,300
28	225,200	265,600	294,000	330,200	356,900	384,400	431,900	470,100	530,500
29	226,500	266,500	295,300	331,600	358,100	385,900	433,400	471,100	531,500
30	227,800	267,300	296,300	333,300	359,700	387,700	434,700	471,800	532,400
31	229,000	268,100	297,400	335,000	361,200	389,500	436,000	472,600	533,300
32	230,200	268,900	298,500	336,700	362,700	391,000	437,300	473,300	534,200
33	231,400	269,700	299,600	337,900	364,400	392,700	438,500	474,000	535,000
34	232,500	270,500	300,800	339,800	366,200	394,200	439,800	474,700	536,000
35	233,600	271,300	302,000	341,500	367,900	395,600	441,100	475,300	536,700
36	234,700	272,000	303,300	343,100	369,600	397,000	442,400	475,900	537,200
37	235,800	272,700	304,600	344,600	371,000	398,300	443,600	476,400	537,900
38	237,000	273,500	306,000	346,300	372,300	399,600	444,400	477,000	538,500
39	238,100	274,300	307,300	347,900	373,600	400,800	445,200	477,600	539,300
40	239,100	275,000	308,600	349,500	374,900	401,900	446,000	478,200	539,900
41	240,100	275,700	309,900	351,200	376,100	403,000	446,600	478,700	540,400
42	241,000	276,500	311,200	353,100	377,000	404,200	447,200	479,200	
43	241,800	277,300	312,500	354,900	378,100	405,300	447,800	479,600	
44	242,600	278,100	313,800	356,700	379,200	406,400	448,400	479,900	
45	243,300	278,800	315,000	358,200	379,900	407,100	449,100	480,200	
46	243,900	279,500	316,400	359,600	380,800	407,800	449,900		

47	244,500	280,200	317,800	361,000	381,700	408,500	450,300
48	245,100	280,900	318,900	362,500	382,600	409,200	451,000
49	245,800	281,600	319,800	364,000	383,500	409,800	451,500
50	246,500	282,300	321,100	364,800	384,300	410,400	451,900
51	247,200	283,000	322,400	365,800	385,100	411,000	452,300
52	247,700	283,700	323,700	366,800	385,800	411,400	452,700
53	248,200	284,300	324,900	367,700	386,500	411,800	453,100
54	248,500	285,000	326,200	368,800	387,200	412,000	453,500
55	248,800	285,700	327,500	369,700	387,900	412,300	453,900
56	249,100	286,500	328,700	370,700	388,700	412,600	454,300
57	249,400	287,200	330,000	371,600	389,200	412,900	454,600
58	249,800	287,900	331,100	372,300	389,700	413,200	455,000
59	250,200	288,500	332,200	373,000	390,300	413,500	455,300
60	250,600	289,200	333,300	373,700	391,000	413,800	455,600
61	251,000	289,800	334,000	374,100	391,400	414,000	455,900
62	251,300	290,600	334,900	374,700	392,100	414,300	
63	251,600	291,200	335,700	375,400	392,700	414,600	
64	251,900	291,700	336,500	376,100	393,200	414,900	
65	252,200	292,200	337,300	376,400	393,600	415,100	
66	252,500	292,800	337,700	377,100	394,200	415,400	
67	252,800	293,300	338,300	377,800	394,800	415,700	
68	253,100	293,900	339,000	378,400	395,300	416,000	
69	253,400	294,400	339,800	378,700	395,700	416,200	
70	253,700	294,900	340,500	379,200	396,200	416,500	
71	254,000	295,500	341,200	379,800	396,700	416,800	
72	254,300	296,100	341,800	380,400	397,300	417,100	

73	254,600	296,700	342,300	380,700	397,600	417,300
74	254,900	297,100	342,900	381,400	398,000	417,600
75	255,200	297,500	343,400	382,100	398,400	417,900
76	255,500	297,800	344,000	382,700	398,800	418,100
77	255,800	298,000	344,300	383,100	399,100	418,300
78	256,100	298,300	344,800	383,600	399,400	
79	256,400	298,500	345,200	384,200	399,700	
80	256,700	298,800	345,700	384,700	400,000	
81	257,000	299,000	346,100	385,200	400,200	
82	257,300	299,200	346,600	385,800	400,500	
83	257,600	299,500	347,100	386,300	400,800	
84	257,900	299,800	347,600	386,600	401,000	
85	258,200	300,100	347,900	387,100	401,200	
86	258,600	300,400	348,300	387,600	401,500	
87	258,900	300,700	348,700	388,000	401,800	
88	259,200	301,000	349,100	388,300	402,000	
89	259,500	301,300	349,400	388,700	402,200	
90	259,900	301,600	349,800	389,200	402,500	
91	260,300	301,900	350,200	389,600	402,800	
92	260,600	302,300	350,600	390,000	403,000	
93	260,900	302,500	350,800	390,300	403,200	
94		302,700	351,200	390,800		
95		303,000	351,600	391,200		
96		303,400	352,000	391,600		
97		303,600	352,200	391,900		
98		303,900	352,600	392,500		

99	304,300	353,000	392,900
100	304,700	353,400	393,300
101	304,900	353,700	393,600
102	305,200	354,100	
103	305,500	354,500	
104	305,800	354,900	
105	306,000	355,400	
106	306,300	355,800	
107	306,600	356,200	
108	306,900	356,600	
109	307,100	357,100	
110	307,500	357,500	
111	307,900	357,800	
112	308,200	358,100	
113	308,400	358,600	
114	308,700		
115	309,000		
116	309,400		
117	309,600		
118	309,800		
119	310,100		
120	310,400		
121	310,800		
122	311,000		
123	311,300		
124	311,600		

	125		311,900							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	262,300	282,100	298,200	323,700	366,400	400,200	452,500

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級又は5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,900	233,200	256,500	292,700	323,200	345,800	368,400	397,800	435,300
	2	214,300	235,400	258,600	294,000	324,900	347,500	370,200	399,600	437,100
	3	216,700	237,600	261,000	295,300	326,700	349,200	371,900	401,400	439,000
	4	219,200	239,800	263,400	296,600	328,500	350,800	373,600	403,100	440,900
	5	221,600	242,000	265,600	297,900	329,700	352,400	375,300	404,700	442,300
	6	224,100	244,100	267,100	298,900	331,300	353,500	376,900	406,200	443,900
	7	226,500	246,100	268,400	299,900	332,600	354,700	378,500	407,700	445,500
8	228,700	248,000	269,600	300,800	333,900	355,900	380,200	409,200	447,000	



9	230,900	249,800	270,800	301,500	335,200	357,100	381,800	410,600	448,400
10	233,100	251,500	272,100	302,300	336,800	358,900	383,500	412,300	450,200
11	235,200	253,200	273,400	303,000	338,300	360,700	385,200	413,900	451,800
12	237,300	254,700	274,700	303,700	339,800	362,400	386,800	415,400	453,200
13	239,300	256,200	276,200	304,400	341,300	364,000	388,300	416,900	454,000
14	241,300	258,100	277,500	305,100	342,700	365,700	390,100	419,100	455,700
15	243,300	259,700	278,600	305,800	344,100	367,400	391,800	421,100	457,500
16	245,000	261,300	280,200	306,500	345,500	369,100	393,500	423,200	459,300
17	246,600	262,900	281,500	307,000	346,900	370,800	395,000	424,900	460,800
18	248,200	264,300	282,900	307,900	348,600	372,500	396,600	426,500	462,700
19	249,700	265,500	284,300	308,800	350,200	374,200	398,200	428,100	464,500
20	251,200	266,600	285,600	309,700	351,800	375,900	399,800	429,700	466,200
21	252,800	267,800	286,800	310,500	353,400	377,500	401,400	431,200	467,800
22	254,500	269,000	287,400	311,300	355,100	379,100	403,100	432,800	469,500
23	256,200	270,300	288,000	312,300	356,700	380,700	404,700	434,200	471,100
24	257,900	271,600	288,600	313,200	358,300	382,300	406,300	435,600	472,900
25	259,400	273,000	289,200	314,000	359,800	383,900	407,800	436,700	474,500
26	260,700	274,600	289,900	315,400	361,500	385,600	409,800	438,100	475,900
27	262,000	276,000	290,600	316,700	363,200	387,200	411,800	439,600	477,400
28	263,200	277,400	291,100	318,000	364,800	388,800	413,900	441,100	478,700
29	264,300	278,300	291,600	319,400	366,400	390,400	415,400	442,500	480,000
30	265,600	279,700	292,200	320,900	368,100	392,100	417,100	444,200	480,700
31	266,900	281,100	292,800	322,200	369,700	393,800	418,800	445,900	481,400
32	268,200	282,400	293,300	323,300	371,300	395,500	420,500	447,500	482,000
33	269,600	283,500	293,700	324,300	372,700	397,200	422,100	448,900	482,500
34	271,200	284,200	294,400	325,500	374,400	399,200	423,600	450,600	483,200

35	272,700	284,900	295,000	326,700	376,100	401,200	425,200	452,300	483,800
36	274,200	285,600	295,600	327,900	377,800	403,100	426,600	453,900	484,400
37	275,100	286,200	296,100	329,000	379,400	404,800	427,700	455,400	484,700
38	276,500	286,900	296,700	330,200	381,000	406,200	429,200	456,100	485,300
39	277,900	287,500	297,300	331,400	382,600	407,400	430,800	456,800	485,800
40	279,200	288,100	297,900	332,500	384,300	408,700	432,200	457,500	486,300
41	280,300	288,600	298,700	333,600	386,000	409,700	433,700	457,900	486,800
42	280,900	289,200	299,400	334,900	388,100	410,800	435,000	458,400	487,200
43	281,500	289,800	300,100	336,200	390,100	411,900	436,300	459,000	487,600
44	282,100	290,400	300,800	337,500	392,000	412,900	437,500	459,600	488,000
45	282,700	290,900	301,400	338,800	393,600	413,900	438,500	460,200	488,300
46	283,400	291,400	302,300	340,000	395,400	415,100	439,200	461,000	
47	283,900	291,900	303,100	341,200	397,000	416,200	440,000	461,500	
48	284,400	292,500	303,900	342,400	398,600	417,400	440,700	462,000	
49	284,900	293,100	304,700	343,600	399,900	418,700	441,200	462,500	
50	285,500	293,700	305,800	345,000	400,900	419,500	441,600	462,800	
51	286,000	294,300	306,900	346,200	401,900	420,300	442,000	463,100	
52	286,500	294,900	308,000	347,400	402,900	420,900	442,300	463,500	
53	287,000	295,500	309,000	348,600	403,900	421,400	442,600	463,900	
54	287,700	296,200	310,100	350,000	405,000	422,200	442,900	464,100	
55	288,300	296,900	311,100	351,300	406,200	422,900	443,200	464,400	
56	288,800	297,600	312,200	352,600	407,300	423,500	443,500	464,600	
57	289,300	298,100	313,200	353,500	408,600	424,200	443,700	465,000	
58	289,900	299,100	314,300	354,900	409,400	424,600	444,000	465,200	
59	290,500	300,000	315,400	356,100	410,200	425,200	444,300	465,400	
60	291,000	300,800	316,500	357,300	410,900	425,800	444,600	465,600	

61	291,500	301,600	317,500	358,500	411,400	426,200	444,900	466,000
62	292,000	302,500	318,700	359,900	412,100	426,600	445,200	
63	292,500	303,400	319,900	361,300	412,800	427,100	445,500	
64	293,000	304,300	321,100	362,700	413,500	427,600	445,800	
65	293,500	305,100	322,200	364,100	413,800	428,100	446,000	
66	294,000	306,000	323,300	365,600	414,500	428,700	446,300	
67	294,500	306,800	324,400	367,100	415,200	429,100	446,600	
68	295,000	307,700	325,500	368,500	415,700	429,500	446,900	
69	295,500	308,600	326,600	369,700	416,100	429,900	447,100	
70	296,000	309,500	327,800	371,100	416,600	430,200	447,400	
71	296,500	310,400	329,000	372,500	417,100	430,500	447,700	
72	297,000	311,300	330,200	373,900	417,600	430,800	448,000	
73	297,500	312,100	330,900	375,000	418,100	431,100	448,200	
74	298,200	313,000	332,200	376,200	418,500	431,400	448,500	
75	298,800	313,900	333,500	377,500	419,000	431,700	448,800	
76	299,300	314,800	334,800	378,700	419,500	431,900	449,100	
77	299,800	315,600	336,200	379,900	420,000	432,100	449,300	
78	300,400	316,600	337,600	381,100	420,500	432,400		
79	301,000	317,600	339,000	382,300	421,100	432,700		
80	301,600	318,600	340,400	383,500	421,600	433,000		
81	302,200	319,500	341,700	384,700	422,000	433,200		
82	303,000	320,600	343,300	385,800	422,600	433,500		
83	303,700	321,600	344,900	386,900	423,100	433,800		
84	304,400	322,600	346,400	388,200	423,300	434,000		
85	305,100	323,500	347,800	389,200	423,600	434,200		
86	305,800	324,500	349,300	389,800	424,100	434,500		

87	306,500	325,500	350,800	390,300	424,400	434,800
88	307,200	326,600	352,200	390,900	424,700	435,000
89	307,900	327,600	353,500	391,500	425,000	435,200
90	308,800	328,900	354,800	392,100	425,400	435,500
91	309,600	330,100	356,000	392,700	425,800	435,800
92	310,300	331,300	357,300	393,300	426,200	436,000
93	310,800	332,500	358,600	393,600	426,500	436,200
94	311,700	333,800	360,100	394,100	427,000	
95	312,600	335,100	361,600	394,600	427,400	
96	313,400	336,300	363,100	395,100	427,800	
97	314,200	337,500	364,400	395,500	428,100	
98	315,200	338,800	365,600	395,900	428,500	
99	316,200	340,000	366,700	396,400	428,900	
100	317,100	341,200	367,900	396,900	429,300	
101	318,000	342,600	369,000	397,300	429,600	
102	319,000	343,500	370,100	397,800		
103	320,000	344,500	371,200	398,400		
104	320,900	345,700	372,400	398,900		
105	321,700	346,800	373,600	399,200		
106	322,300	347,900	374,100	399,600		
107	322,900	348,900	374,700	400,100		
108	323,500	349,900	375,300	400,400		
109	324,000	351,100	375,900	400,700		
110	324,500	352,100	376,400	401,200		
111	324,900	353,100	376,800	401,700		
112	325,400	354,100	377,300	402,200		

113	326,200	355,000	377,700	402,500				
114	326,900	355,900	378,100	403,000				
115	327,600	356,900	378,600	403,500				
116	328,300	357,900	379,100	404,000				
117	328,900	358,900	379,500	404,300				
118	329,600	359,300	380,000	404,800				
119	330,300	359,900	380,600	405,300				
120	331,100	360,500	381,100	405,800				
121	331,700	360,800	381,300	406,200				
122	332,000	361,200	381,900	406,700				
123	332,500	361,600	382,400	407,100				
124	333,000	362,000	382,800	407,600				
125	333,300	362,400	383,300	408,000				
126		362,800	383,800					
127		363,200	384,300					
128		363,600	384,800					
129		364,000	385,100					
130		364,500	385,600					
131		364,900	386,100					
132		365,300	386,600					
133		365,500	386,900					
134		366,000	387,500					
135		366,400	387,900					
136		366,700	388,300					
137		367,000	388,500					
138		367,400	389,000					

	139		367,900	389,500						
	140		368,400	390,000						
	141		368,700	390,300						
	142		369,200							
	143		369,700							
	144		370,200							
	145		370,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		246,200	258,000	262,200	296,400	313,900	328,500	352,100	388,200	420,400

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職		円	円	円	円	円
	1	184,500	235,300	314,600	359,000	404,300
	2	185,500	239,100	316,500	360,400	407,000
	3	186,600	241,500	318,400	361,800	409,600
	4	187,600	244,300	320,300	363,100	412,100
	5	188,600	246,900	322,200	364,300	414,200

員以 外の 職員	6	190,800	249,200	324,100	365,500	416,600
	7	192,900	251,200	325,900	366,800	419,000
	8	195,100	252,800	327,500	368,100	421,400
	9	197,200	254,300	329,200	369,400	423,700
	10	199,200	256,400	331,300	370,800	426,200
	11	201,200	258,500	333,400	372,200	428,600
	12	203,200	260,600	335,500	373,600	430,900
	13	205,200	262,500	337,200	375,000	433,200
	14	207,200	264,800	339,200	376,500	435,900
	15	209,100	267,300	341,200	377,900	438,700
	16	210,900	269,500	343,100	379,300	441,400
	17	212,700	271,600	344,900	380,700	444,000
	18	214,600	274,100	346,500	382,100	446,500
	19	216,400	276,500	348,100	383,500	449,000
	20	218,200	278,900	349,800	384,900	451,500
	21	220,000	281,200	351,400	386,400	453,900
	22	221,900	283,400	352,500	387,800	456,500
	23	223,700	285,500	353,600	389,200	459,100
	24	225,400	287,600	354,700	390,600	461,400
	25	227,000	289,700	355,900	392,000	463,600
	26	229,100	291,700	357,200	393,500	465,900
	27	231,100	293,600	358,400	395,000	468,500
	28	233,000	295,500	359,600	396,400	470,900
	29	234,900	297,400	360,800	397,800	473,400
	30	236,400	299,000	361,900	399,300	476,000
	31	237,900	300,500	363,000	400,800	478,500

32	239,100	302,100	364,200	402,300	481,000
33	240,300	303,700	365,300	403,700	483,300
34	241,800	305,200	366,300	405,500	485,700
35	243,200	306,700	367,300	407,200	488,100
36	244,700	308,200	368,300	408,800	490,600
37	246,200	309,700	369,200	410,000	493,100
38	247,900	310,600	370,100	411,500	495,600
39	249,600	311,500	370,900	412,900	498,000
40	251,300	312,400	371,700	414,200	500,600
41	253,000	313,200	372,500	415,500	502,900
42	254,600	313,700	373,300	416,800	505,100
43	256,100	314,200	374,100	418,400	507,300
44	257,600	314,700	374,900	419,900	509,500
45	259,000	315,100	375,700	421,000	511,200
46	260,400	315,700	376,500	422,300	512,700
47	261,700	316,200	377,300	423,900	514,300
48	263,000	316,700	378,100	425,400	515,800
49	264,300	317,100	378,900	426,700	517,600
50	265,500	317,600	380,200	428,200	519,000
51	266,600	318,100	381,500	429,600	520,400
52	267,700	318,600	382,700	431,000	521,900
53	268,800	319,100	383,500	432,400	523,000
54	269,900	319,600	384,500	433,900	524,200
55	270,900	320,000	385,300	435,300	525,400
56	272,000	320,400	386,000	436,700	526,600
57	273,100	320,800	386,700	437,800	527,500



58	273,800	321,200	387,500	439,100	528,500
59	274,400	321,700	388,200	440,500	529,600
60	275,000	322,200	388,800	441,800	530,600
61	275,700	322,700	389,300	442,600	531,700
62	276,300	323,300	390,000	443,500	532,600
63	276,900	323,900	390,800	444,400	533,300
64	277,500	324,500	391,700	445,300	534,000
65	278,100	325,000	392,300	446,100	534,800
66	278,800	325,600	393,100	446,900	535,700
67	279,500	326,200	393,900	447,500	536,500
68	280,100	326,800	394,600	448,300	537,300
69	280,600	327,400	395,200	448,700	538,000
70	281,300	328,000	395,900	449,300	538,800
71	282,000	328,600	396,600	449,800	539,600
72	282,700	329,200	397,300	450,300	540,400
73	283,300	329,700	398,000	450,800	541,100
74	284,000	330,400	398,600		
75	284,700	331,100	399,200		
76	285,400	331,800	399,900		
77	286,000	332,500	400,600		
78	286,700	333,200	401,200		
79	287,400	333,900	401,800		
80	288,000	334,600	402,400		
81	288,700	335,300	402,900		
82	289,400	336,100	403,500		
83	290,100	336,800	404,100		

84	290,700	337,400	404,600
85	291,300	338,000	405,100
86	292,000	338,500	405,600
87	292,700	338,900	406,100
88	293,400	339,300	406,800
89	294,100	339,600	407,200
90	294,900	340,100	
91	295,600	340,500	
92	296,200	340,900	
93	296,800	341,200	
94	297,500	341,600	
95	298,100	342,000	
96	298,700	342,400	
97	299,000	342,900	
98	299,700	343,400	
99	300,300	343,900	
100	300,800	344,400	
101	301,300	344,900	
102	301,700	345,400	
103	302,100	345,900	
104	302,500	346,400	
105	302,900	346,900	
106	303,400	347,300	
107	303,900	347,800	
108	304,200	348,200	
109	304,400	348,700	

	110	304,800	349,100			
	111	305,100	349,500			
	112	305,300	349,900			
	113	305,600	350,400			
	114	305,900	350,800			
	115	306,200	351,200			
	116	306,500	351,600			
	117	306,800	352,100			
	118	307,100	352,500			
	119	307,300	352,900			
	120	307,600	353,300			
	121	307,900	353,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		221,800	265,800	291,200	335,200	394,400

- 備考 1 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
23	360,200	422,000	465,900	525,800	

24	363, 200	423, 500	467, 700	527, 600
25	366, 200	424, 900	469, 500	529, 200
26	368, 500	426, 400	471, 300	531, 000
27	370, 800	427, 900	473, 100	532, 800
28	373, 000	429, 300	474, 900	534, 600
29	374, 900	430, 700	476, 700	536, 200
30	376, 600	432, 200	478, 500	538, 000
31	378, 300	433, 700	480, 300	539, 800
32	380, 100	435, 100	482, 100	541, 500
33	381, 900	436, 500	483, 900	543, 100
34	383, 700	438, 000	485, 800	544, 900
35	385, 300	439, 500	487, 700	546, 600
36	386, 700	440, 900	489, 600	548, 300
37	388, 100	442, 300	491, 500	549, 800
38	389, 600	443, 700	493, 200	551, 400
39	391, 100	445, 100	495, 000	552, 800
40	392, 600	446, 500	496, 800	554, 400
41	394, 100	447, 900	498, 400	555, 900
42	394, 800	449, 300	500, 200	557, 300
43	395, 400	450, 700	502, 000	558, 700
44	396, 100	452, 100	503, 600	560, 000
45	397, 000	453, 500	505, 000	561, 200
46	397, 600	454, 900	506, 700	562, 200
47	398, 200	456, 300	508, 500	563, 200
48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200
49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200

50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	
68		478,100	530,300	
69		478,400	531,200	
70		479,000	532,000	
71		479,700	532,900	
72		480,400	533,800	
73		480,800	534,600	
74		481,400	535,500	
75		482,100	536,400	

	76		482,800	537,100	
	77		483,200	537,900	
	78		483,800	538,800	
	79		484,400	539,700	
	80		484,900	540,600	
	81		485,400	541,400	
	82		485,900	542,300	
	83		486,400	543,200	
	84		486,900	544,100	
	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	
	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年前再 任用 短時		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

間勤務職員		301,700	344,400	399,500	473,300
-------	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、医師及び歯科医師の職にある職員に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	188,800	228,300	260,500	281,100	306,500	345,100
	2	191,000	229,700	261,700	281,900	308,100	346,900
	3	193,200	231,100	262,900	282,700	309,600	348,600
	4	195,300	232,500	264,100	283,600	311,100	350,300
	5	197,300	233,800	265,100	284,400	312,600	352,000
	6	199,300	235,200	265,900	285,300	314,000	353,700
	7	201,300	236,400	266,700	286,100	315,400	355,400
	8	203,200	237,400	267,600	286,900	316,800	357,000
	9	205,000	238,400	268,500	287,600	318,100	358,600
	10	206,900	239,600	269,400	288,400	319,600	360,400
	11	208,900	240,800	270,200	289,100	321,000	362,100
	12	211,000	242,200	271,000	289,800	322,500	363,700
	13	212,700	243,600	271,800	290,600	324,000	365,200
	14	214,800	244,800	272,600	291,500	325,700	366,900
	15	217,000	246,100	273,400	292,300	327,300	368,600
	16	219,100	247,400	274,300	293,000	328,800	370,200
	17	221,200	248,800	275,100	293,700	330,300	371,800
18	222,400	250,000	276,000	294,800	331,900	373,400	



19	223,500	251,200	276,800	295,900	333,400	375,000
20	224,600	252,400	277,600	297,100	334,900	376,700
21	225,800	253,400	278,500	298,300	336,500	378,300
22	226,800	254,300	279,400	299,600	338,100	380,300
23	227,800	255,200	280,200	300,800	339,600	382,300
24	228,800	256,100	281,000	302,000	341,100	384,400
25	229,800	257,100	281,800	303,200	342,600	385,800
26	230,900	257,900	282,700	304,400	344,200	387,500
27	231,900	258,700	283,600	305,600	345,800	389,300
28	232,800	259,500	284,400	306,800	347,400	390,900
29	233,700	260,300	285,200	308,000	348,700	392,600
30	234,600	261,100	286,100	309,300	350,200	394,100
31	235,400	261,900	287,000	310,500	351,700	395,700
32	236,200	262,700	287,900	311,800	353,200	397,200
33	237,100	263,600	288,700	313,200	354,800	398,400
34	238,000	264,500	289,800	314,400	356,300	399,800
35	238,800	265,200	290,800	315,600	357,800	401,100
36	239,700	266,000	291,800	316,800	359,200	402,300
37	240,600	266,900	292,800	318,100	360,600	403,400
38	241,500	267,800	293,900	319,200	362,200	404,600
39	242,300	268,700	294,900	320,400	363,800	405,700
40	243,100	269,500	295,900	321,600	365,300	406,800
41	243,600	270,300	296,900	322,800	366,500	407,600
42	244,300	271,100	297,900	324,100	367,600	408,400
43	244,900	271,900	299,000	325,400	368,800	409,200
44	245,500	272,700	300,100	326,700	369,900	410,000

45	246,100	273,400	301,200	327,600	370,900	410,400
46	246,800	274,200	302,500	328,800	371,800	411,000
47	247,300	275,000	303,600	330,000	372,800	411,500
48	247,700	275,800	304,700	331,200	373,900	411,900
49	248,100	276,500	305,800	332,300	374,900	412,300
50	248,600	277,300	306,900	333,300	375,900	412,500
51	249,100	278,100	308,000	334,300	376,900	412,800
52	249,600	278,800	309,200	335,300	377,800	413,100
53	249,900	279,500	310,300	336,200	378,600	413,400
54	250,300	280,200	311,400	337,200	379,400	413,700
55	250,600	280,900	312,500	338,200	380,300	414,000
56	250,900	281,600	313,600	339,100	381,200	414,300
57	251,300	282,300	314,600	339,600	381,700	414,500
58	251,700	283,000	315,600	340,500	382,500	414,800
59	252,000	283,700	316,600	341,200	383,300	415,100
60	252,300	284,300	317,700	342,000	384,100	415,400
61	252,600	284,900	318,700	342,800	384,500	415,600
62	252,900	285,700	319,700	343,100	385,200	416,000
63	253,200	286,400	320,700	343,600	385,900	416,300
64	253,500	287,100	321,600	344,300	386,500	416,600
65	253,800	287,800	322,500	344,900	386,900	416,800
66	254,100	288,500	323,300	345,600	387,500	
67	254,400	289,200	324,000	346,300	388,100	
68	254,700	289,900	324,700	346,900	388,600	
69	255,000	290,500	325,300	347,600	389,000	
70	255,300	291,200	326,000	348,100	389,500	

71	255,600	291,900	326,700	348,700	390,000
72	255,800	292,500	327,300	349,300	390,500
73	256,000	293,100	327,900	349,600	391,100
74	256,300	293,600	328,100	350,200	391,600
75	256,600	294,000	328,600	350,700	392,200
76	256,800	294,400	329,100	351,200	392,900
77	257,000	294,800	329,700	351,700	393,400
78	257,300	295,100	330,200	352,200	393,900
79	257,600	295,400	330,700	352,700	394,400
80	257,800	295,700	331,100	353,100	394,900
81	258,000	296,000	331,700	353,400	395,200
82	258,300	296,300	332,200	353,800	395,700
83	258,600	296,600	332,600	354,000	396,100
84	258,900	296,900	333,100	354,300	396,500
85	259,100	297,100	333,600	354,800	396,900
86		297,300	334,000	355,100	
87		297,500	334,200	355,400	
88		297,700	334,500	355,700	
89		298,100	334,900	356,100	
90		298,300	335,300	356,400	
91		298,500	335,700	356,700	
92		298,700	336,000	357,000	
93		299,100	336,300	357,400	
94		299,300	336,500	357,700	
95		299,500	336,900	358,000	
96		299,800	337,200	358,300	

	97		300,200	337,400	358,600		
	98		300,400	337,700	359,000		
	99		300,600	338,000	359,400		
	100		300,900	338,300	359,800		
	101		301,200	338,500	360,300		
	102		301,400	338,800	360,700		
	103		301,600	339,100	361,100		
	104		301,900	339,300	361,500		
	105		302,200	339,500	362,000		
	106			339,700			
	107			340,100			
	108			340,300			
	109			340,500			
	110			340,900			
	111			341,300			
	112			341,700			
	113			341,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		193,100	219,600	250,300	263,900	289,900	332,300

備考 1 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの（第7条の2の規定により管理職手当を支給する職にある職員を除く。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級又は6級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、こ

の表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

**第2条** 佐賀県職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p><b>第17条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p><b>第17条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第17条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p><b>第17条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する</p>

改正前	改正後
<p>支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p><b>第17条の3</b> 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となっ</p>	<p>支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p><b>第17条の3</b> 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となっ</p>

改正前	改正後
<p>た行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第17条の4</b> 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>た行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第17条の4</b> 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

(佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

**第3条** 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第3条</b> 略</p>	<p><b>第3条</b> 略</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 略</p>

**第4条** 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第3条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 略</p>	<p><b>第3条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 略</p>

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

**第5条** 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。



次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;"><u>382,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;"><u>431,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;"><u>484,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;"><u>547,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;"><u>624,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;"><u>729,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;"><u>851,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>（佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第8条</b> 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にあ</p>	号給	給料月額（円）	1	<u>382,000</u>	2	<u>431,000</u>	3	<u>484,000</u>	4	<u>547,000</u>	5	<u>624,000</u>	6	<u>729,000</u>	7	<u>851,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;"><u>394,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;"><u>445,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;"><u>500,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;"><u>565,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;"><u>644,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;"><u>753,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;"><u>879,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>（佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第8条</b> 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にあ</p>	号給	給料月額（円）	1	<u>394,000</u>	2	<u>445,000</u>	3	<u>500,000</u>	4	<u>565,000</u>	5	<u>644,000</u>	6	<u>753,000</u>	7	<u>879,000</u>
号給	給料月額（円）																																
1	<u>382,000</u>																																
2	<u>431,000</u>																																
3	<u>484,000</u>																																
4	<u>547,000</u>																																
5	<u>624,000</u>																																
6	<u>729,000</u>																																
7	<u>851,000</u>																																
号給	給料月額（円）																																
1	<u>394,000</u>																																
2	<u>445,000</u>																																
3	<u>500,000</u>																																
4	<u>565,000</u>																																
5	<u>644,000</u>																																
6	<u>753,000</u>																																
7	<u>879,000</u>																																

改正前	改正後
<p>る職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>る職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

**第6条** 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にあ</p>	<p>(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にあ</p>

改正前	改正後
<p>る職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>る職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）

**第7条** 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																				
<p>（給与に関する特例）</p> <p><b>第5条</b> 第1号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>404,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>466,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>529,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>612,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>404,000</u>	2	<u>466,000</u>	3	<u>529,000</u>	4	<u>612,000</u>	<p>（給与に関する特例）</p> <p><b>第5条</b> 第1号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>417,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>481,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>546,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>632,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>417,000</u>	2	<u>481,000</u>	3	<u>546,000</u>	4	<u>632,000</u>
号給	給料月額（円）																				
1	<u>404,000</u>																				
2	<u>466,000</u>																				
3	<u>529,000</u>																				
4	<u>612,000</u>																				
号給	給料月額（円）																				
1	<u>417,000</u>																				
2	<u>481,000</u>																				
3	<u>546,000</u>																				
4	<u>632,000</u>																				

改正前		改正後	
5	712,000	5	735,000
6	812,000	6	839,000
2 第2号任期付研究員には、次の給料表を適用する。		2 第2号任期付研究員には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	339,000	1	350,000
2	374,000	2	386,000
3	402,000	3	415,000
3～7 略 （佐賀県職員給与条例の適用除外等）		3～7 略 （佐賀県職員給与条例の適用除外等）	
<b>第6条 略</b>		<b>第6条 略</b>	
2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。		2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	

**第8条** 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(佐賀県職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(佐賀県職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定（佐賀県職員給与条例（以下「給与条例」という。）第17条の2及び第17条の3の改正規定を除く。）、第4条、第6条及び第8条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定（給与条例第17条の2及び第17条の3の改正規定に限る。）及び附則第4条の規定は令和7年6月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（給与条例第7条の3及び別表第1から別表第4までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第5条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第7条の規定（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第17条及び第17条の4の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）の規定、第5条の規定（任期付職員条例第8条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第7条の規定（任期付研究員条例第6条の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(適用日における任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

**第2条** 令和6年4月1日(以下この条において「適用日」という。)の前日において任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、改正後の任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

(給与の内払)

**第3条** 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の特別職給与条例、第5条の規定による改正後の任期付職員条例又は第7条の規定による改正後の任期付研究員条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(令和3年佐賀県条例第3号。以下この条において「改正条例第3号」という。)附則第7条及び佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(令和3年佐賀県条例第37号。以下この条において「改正条例第37号」という。)附則第6条の規定に基づいて支給された給料並びに改正条例第37号附則第9条の規定に基づいて支給された給料の調整額を含む。)、第3条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与又は第7条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与(改正条例第3号附則第7条及び改正条例第37号附則第6条の規定による給料並びに改正条例第37号附則第9条の規定による給料の調整額を含む。)、第3条の規定による改正後の特別職給与条例の規定による給与、第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与又は第7条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

**第4条** 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の給与条例第17条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(人事委員会規則への委任)

**第5条** 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。